

議案第76号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市一般事務手数料条例新旧対照表（第1条による改正関係）

現行		改正案	
別表第4(第2条関係)		別表第4(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
////// //////		////// //////	
(12) 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき500円	(12) 個人番号通知カードの再交付	1件につき500円
(13) 破産に関する証明	1件につき300円	(13) 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき500円
(14) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円	(14) 破産に関する証明	1件につき300円
(15) 宝塚市市民証の交付又は再交付	1件につき590円	(15) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(16) 資格に関する証明	1件につき300円	(16) 宝塚市市民証の交付又は再交付	1件につき590円
(17) 文書の受理に関する証明	1件につき300円	(17) 資格に関する証明	1件につき300円
(18) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円	(18) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
		(19) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

宝塚市一般事務手数料条例新旧対照表（第2条による改正関係）

現行		改正案	
別表第4(第2条関係)		別表第4(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
//////	//////	//////	//////
(13) 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき500円	(13) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
//////	//////	//////	//////
(16) 宝塚市市民証の交付又は再交付	1件につき590円		
(17) 資格に関する証明	1件につき300円	(16) 資格に関する証明	1件につき300円
(18) 文書の受理に関する証明	1件につき300円	(17) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(19) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円	(18) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円